

「特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令（案）」に対する提言

No.	条文番号	内容
1	第6条第2項	区分経理の届出（第6条第2項）の届出に関して、国土交通省及びカジノ管理委員会から異なる対応を求められることがないと理解してよいか確認させてください。
2	別記第一号様式 別記第十六号様式	貸倒引当金の表示方法について、単体（別記第一号様式）と連結（別記第十六号様式）で異なっており、連結側でのみ営業未収入金と特定資金貸付業務貸付金に分けて貸倒引当金の表示が求められている理由はあるのでしょうか。両方で統一した表示が望ましいと考えられます。
3	別記第十二号様式 ～ 別記第十五号様式	法28条2項（命令6条の根拠）は区分経理を求めています（命令6条では、法2条1項各号だけでなく「それら以外の業務」もあり）が、法28条1項（命令5条の根拠）は区分経理を求める条文ではないのに、命令5条の別記様式は法2条1項各号のみの施設・業務の種類ごとに資産、収益の計上を求めており、しかも共通部分や「それら以外の業務」の扱いが不明です。そのため、少なくとも法28条1項と2項の関係を命令で明らかにし、別記各様式の記載において各業務に共通する部分等は6条1項又は2項に従って行う方式により各業務に配賦する旨明記すべきです。